

加古川グリーンシティ自治会運営細則

管理規約第 18 条の定めに基づき、加古川グリーンシティ自治会（以下自治会という。）の運営に必要な事項について、自治会運営細則を次のとおり定める。

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務所）

この会を加古川グリーンシティ自治会と称し、事務所を団地管理組合法人管理事務所に置く。

第 2 条（構成）

自治会は加古川グリーンシティに居住する者をもって組織する。

第 3 条（目的）

自治会は町内住民の融和と団結によって自治会のよりよい発展のためにつくすことを目的とする。

第 2 章 事 業

第 4 条（事業）

自治会は第 3 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の体育文化向上に関すること。
- (2) 地域の生活環境改善の向上に関すること。
- (3) 会員の福祉、厚生並びに慶弔に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

第 3 章 役員及び役職

第 5 条（役員を選出）

自治会役員は各棟毎に次の人数を選出する。ただし、団地管理組合法人役員、民生児童委員、少年補導委員、及び老人のみの世帯を除く。

棟	選出人数	選出単位
A・G棟	2名	A棟1～7階、A棟8～12階及びG棟の単位で各1名
B棟	4名	1～7階、8～14階の単位で各2名
C棟	2名	1～7階、8～14階の単位で各1名
D棟	4名	1～7階、8～14階の単位で各2名
E棟	4名	1～7階、8～14階の単位で各2名
F棟	2名	1～5階、6～10階の単位で各1名

2. 選出方法については推薦、抽選を原則とし各単位毎に現役員が責任を持ち、新役員を選出する。

第 6 条 (役 職)

自治会の役職については以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 2 名 |
| (3) 会計 | 2 名 |
| (4) 書記 | 2 名 |
| (5) 社会福祉教育推進員 | 2 名 (行政協力委員兼任可) |
| (6) 保健衛生推進員 | 3 名 (行政協力委員兼任可) |
| (7) 人権啓発推進員 | 4 名 (行政協力委員兼任可) |
| (8) 広報委員 | 2 名 |

第 7 条 (役職の選任)

会長は団地管理組合法人の自治会担当理事が就任する。

2. 副会長及びその他の役職は、役員との互選により会長が任命する。

3. 役職の欠員補充については役員との互選により会長が任命する。

第 8 条 (職 務)

職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は自治会を代表し、会務を統括し、会議を招集しその運営をはかる。また、主として行政、連合会等対外的な折衝に関する業務を行う。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。また、主として団地管理組合法人の団地総会で決定された事業計画の遂行に関する業務を行う。
- (3) 社会福祉教育推進員は社会教育及び福祉、厚生に関する業務を行う。
- (4) 保健衛生推進員はゴミ対策、生活環境改善に関する業務を行う。
- (5) 人権啓発推進員は人権啓発に関する業務を行う。
- (6) 広報委員は自治会の広報活動に関する業務を行う。
- (7) 書記は役員会の議事を記録する業務を行う。
- (8) 会計は財務に関する一切の業務を行う。
- (9) 各役員は町内住民の融和と団結をはかるための活動に率先して協力するとともに、行政広報誌の配布等を行う。

第 9 条 (任 期)

役員任期は、10 月 1 日から翌年 9 月 30 日迄の 1 年間とする。

ただし、再任を妨げない。

2. 任期中に欠員を生じた時は適宜補充を行い、任期は前任者の残任期間とする。

第 10 条 (自治会協力委員)

次に定める行政協力委員については自治会協力委員とし、会員の中から適切な人物を役員会で選任し会長が推薦する。人権啓発市推進員、人権啓発地区推進員、保健衛生推進員、社会福祉教育推進員については役員との兼任も可とし、駅前防犯協会理事については定められた役職者を選任する。

	行政協力委員名称	人 数	任 期	備 考
1	民生児童委員	2 名	3 年	自治会長推薦による国の委託業務
2	少年補導委員	1 名	2 年	自治会長推薦による校区単位の委託業務
3	人権啓発市推進員	2 名	2 年	
4	人権啓発地区推進員	2 名	2 年	
5	保健衛生推進員	3 名	3 年	

6	社会福祉教育推進員	2名	2年	
7	駅前防犯協会理事	3名	1年	会長及び副会長

第11条（役員会）

役員会は各役員及び自治会協力委員で構成し、団地管理組合法人の団地総会の決議及び自治会運営細則に基づく自治会業務の執行について、必要事項を決定する。

2. 役員会は、必要に応じ会長が召集する。

第4章 会 計

第12条（会計）

自治会の運営費は、以下の項目をもってこれにあてる。

- (1) 管理規約第24条第4項に定める自治協力金
- (2) 行政事務委託料
- (3) ごみ分別手当
- (4) 県民だより配布手数料
- (5) その他

2. 役員及び会員が諸会議出席のために要する経費は、第15条に定める金額を支給する。

3. その他役員会が必要と認めた支出経費。

4. 会員は自治会長を通じて会計関係帳簿を閲覧することができる。

第13条（会計年度）

自治会の会計年度は毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

第5章 慶 弔

第14条（慶弔）

自治会会員の慶弔の規定を次のとおり定める。

2. 世帯主会員が死亡したときは、香料10,000円を供する。

3. 世帯主以外の会員が死亡したときは、香料5,000円を供する。

第6章 交通費及び出張手当

第15条（交通費及び出張手当）

役員及び会員は、自治会の活動に対する交通費及び出張手当の支給を受けることができる。

2. 交通費（徒歩、自転車、車も同じ）

片道1km未満 支給無し

片道1km以上～5km未満 500円

片道5km以上 実 費

3. 事情によりタクシー及び他の交通機関を利用した場合は、距離にかかわらずその実費を支給する。

4. 出張手当については、半日（活動が午前、又は午後だけの場合）1,000円

1日（活動が正午をはさんで実施された場合）2,000円とする。

第 7 章 活 動 補 助 費

第 16 条 (活動補助費)

自治会における活動補助費に関しては次のとおり定める。

2. 第 3 条に定める目的を達成するための活動を実施していると役員会が認めた「会員で構成される団体」及び「会員の行う活動」に対し、必要な補助を行う。
3. 活動補助費の金額については次のとおり定める。

	団体名	活動補助費額	備 考
1	少 年 団	役員会が適当と認めた金額	上限は団体運営費の 2 分の 1 とする
2	地区 P T A	役員会が適当と認めた金額	上限は団体運営費の 2 分の 1 とする

4. 各団体からの予算申請は毎年 4 月末日迄に役員会に「決算書類の写し」を添えて活動補助費申請書を提出する。
5. 上記以外の団体への活動補助費額については、申請書に基づき役員会で決定する。

第 8 章 改 廃

第 17 条 (改 廃)

この細則の改廃は、理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において、団地管理組合法人の団地総会の決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。

活動補助費申請書

加古川グリーンシティ自治会長様

今年度の活動補助費を下記のとおり申請しますので承認願います。

_____ 印

—記—

活動年度（ _____ 年 _____ 月～ _____ 年 _____ 月）

団 体 名	
-------	--

申 請 金 額	円
構 成 人 員	人
今 年 度 予 算	円

1. 構成人員は _____ 年4月度の会（団）員数です。

2. 添付書類： _____ 年度決算書類（写）